令和６年３月２２日

各位

土浦市高齢福祉課

**土浦市居宅介護サービス特別事業の制度改正のお知らせ**

日頃から、本市の介護保険事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、本市が介護給付に上乗せする形で独自に実施している土浦市居宅介護サー

ビス特別事業について、現行の介護保険制度に合わせ、令和６年４月１日から支給要件等を変更することといたしましたので、お知らせいたします。改正の詳細につきましては、下記のとおりですので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

１　変更内容

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 変更内容 |
| 支給要件 | 有料老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅及び、それに準ずるサービスを提供する施設の入居者を支給対象外とします。 |
| 支給割合 | 現行の８割から、次のとおり変更します。・自己負担割合１割の方…８割・自己負担割合２割の方…７割・自己負担割合３割の方…６割 |
| 申請書類 | 現行のものに、以下のものを追加します。・支給限度額を超えて介護サービスを利用することの理由書・ケアプラン１表２表・サービス担当者会議の記録 |

２　変更日：令和6年４月1日

※ただし、令和６年３月サービス提供分までは、変更前の支給要件等を適用します。　　なお、申請時効はサービス提供年月から2年とします。

【問い合わせ先】

土浦市高齢福祉課介護管理係

℡029-826-1111（内線2463）